

次の公告認定対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和7年7月1日

京都市長 松井 孝治

1 認定に関する事項

公告認定対象区域	認定番号	認定年月日
京都市東山区教業町662番、662番1から662番3まで、662番7から662番9まで、662番11、662番12の一部、662番13、662番15、663番、663番1の一部、663番2から663番6まで、663番12から663番16まで、664番、665番1、665番2の2、665番3、665番7、666番1、666番2、667番から672番まで、672番1、673番、674番、674番1、675番から683番まで、683番1、684番1から684番4まで、685番、685番1から685番4まで、686番、686番1、687番、687番1、688番、689番3、689番4、689番6から689番9まで、693番、693番1、695番、696番1、696番2、698番、6	第11-002号	令和7年6月25日

98番1から698番5まで、701番、702番1、702番2、703番1から703番6まで、704番、704番1から704番5まで、706番、706番1、706番2、707番及び708番、709番の一部、長光町613番1、613番2、614番3、617番1、617番2、621番、622番1から622番12まで、623番2、627番、627番1、628番、629番、629番1、630番1から630番8まで、632番、634番1から634番3まで、635番1から635番4まで、636番、636番1、637番から639番まで、639番1から639番3まで、644番1、644番2、644番4、644番5、645番1から645番3まで、646番、646番1から646番3まで、647番から649番まで、649番1から649番7まで、650番、650番1から650番3まで、651番1から651番3まで、652番、653番、653番2、654番から656番まで、656番1、657番、658番、658番1、659番、659番4から659番6まで、660番、661番1及び661番2、巽町424番1から424番6まで、42

4番9から424番18まで、424番28、424番29、425番、426番、427番1の一部、427番2、427番3の一部、428番、428番1、429番、429番1、430番、431番1、431番2、432番1、435番、436番、437番1、437番2、438番、439番、439番1、440番、440番1、441番1、442番1、442番3、442番5から442番10まで、470番2及び471番2並びに若竹町414番、415番1から415番3まで、416番、416番1から416番9まで、416番11、417番1、417番2、418番1から418番3まで、419番及び419番1		
---	--	--

2 縦覧期間

京都市の休日を守る条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)